



# 大気汚染防止法に基づく 石綿飛散防止対策について

令和6年度 埼玉県 石綿使用建築物等の解体等工事に係る関係法令等説明会

環境省 水・大気環境局 環境管理課 環境汚染対策室



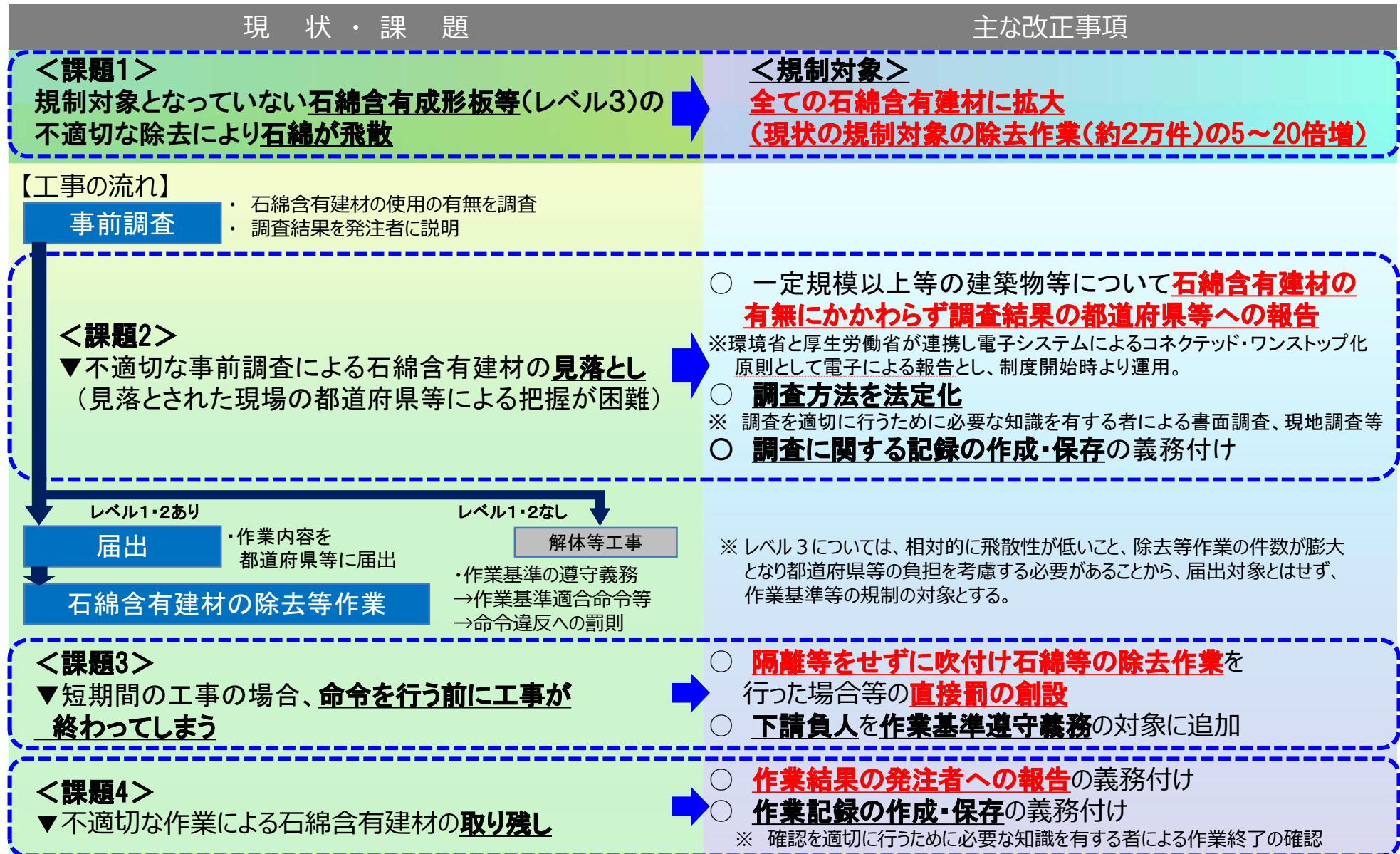
---

# 大気汚染防止法、各種マニュアルの 改正等について

---

# 大気汚染防止法の一部を改正する法律の概要 (令和2年法律第39号) (R2.6.5公布)

- 建築物等の解体等工事における石綿の飛散を防止するため、全ての石綿含有建材への規制対象の拡大、都道府県等への事前調査結果報告の義務付け及び作業基準遵守の徹底のための直接罰の創設等、対策を一層強化する。



# 大気汚染防止法の改正事項と施行日

規制内容		令和2年 6月 10月	令和3年 4月	令和4年 4月	令和5年 10月		
特定建築材料以外の石綿含有 建材への規制		改正大気汚染防止法の公布	周知	令和3年4月施行			
事前調査の信頼性確保	事前調査の方法の 法定化		周知	令和3年4月施行			
	一定の知見を有する者 による事前調査の実施		周知、調査者の育成				令和5年10月 施行(建築物)
	事前調査結果の記録の 作成、保存		周知	令和3年4月施行			
	事前調査結果の控えの 現場への備え置き		周知	令和3年4月施行			
	事前調査結果概要の 都道府県等への報告		周知、システム整備		令和4年4月施行		
隔離をとまなう作業での 石綿漏えいの有無の確認			周知	令和3年4月施行			
適切に行われたことの確認	知識を有する者による 取り残しの有無の確認		周知	令和3年4月施行			
	作業の記録		周知	令和3年4月施行			
	適切に行われたことの確認、 確認結果の記録・保存		周知	令和3年4月施行			
	作業結果の発注者への 書面での報告、記録	周知	令和3年4月施行				
直接罰の適用		周知	令和3年4月施行				
罰則の対象の拡大		周知	令和3年4月施行				

令和8年1月  
施行(工作物)

# 事前調査を適切に行うために必要な知識を有する者

## □ 事前調査を行う者（調査を適切に行うために必要な知識を有する者） （令和2年環境省告示第76号）

- 建築物石綿含有建材調査者講習を修了した者（特定・一般・一戸建て）  
または、上記と同等以上の能力を有すると認められる者（一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に登録された者）  
※一戸建て等石綿含有建材調査者は、一戸建て住宅等に限る
- 工作物石綿事前調査者講習を修了した者

- \* 設置工事の着手日を書面で確認する作業は、有資格者でなくても行うことができる。
- \* 施行日前でも有資格者に事前調査を行わせることが望ましい。

**建築物関係  
R5.10.1施行  
工作物関係  
R8.1.1施行**

## □ 石綿含有建材調査者講習

### 建築物関係

登録講習機関数：127機関（R6.9.2時点）

講習修了者数：約22万人（R6.6末時点）

### 工作物関係

登録講習機関数：5機関（R6.10.1時点）

講習修了者数：12人（R6.6末時点）

登録講習機関一覧：<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/course/>

# 工作物に係る事前調査を行う者

大気汚染防止法施行規則等の一部改正（令和5年6月環境省令第10号）  
設計図書その他の書面による調査及び特定建築材料の有無の目視による調査を適切に行うために必要な知識を有する者として環境大臣が定める者  
（令和2年10月環境省告示第76号）の一部改正（令和5年6月環境省告示第47号）  
（令和5年6月23日公布、令和8年1月1日施行）

□ 工作物に係る解体等工事を行う場合の事前調査について、適切に調査を実施するために必要な知識を有する者に行わせなければならない。ただし、特定工作物以外の工作物については、塗料その他の石綿等が使用されているおそれのある材料の除去の作業を伴うものに限る。（第16条の5）

- ① 特定工作物（第1号～第5号、第7号～第11号）
  - ✓ 工作物石綿事前調査者
- ② 特定工作物（第6号、第12号～第17号）
- ③ 特定工作物以外の工作物うち、塗料その他の石綿等が使用されているおそれがある材料の除去等に係るもの
  - ✓ 工作物石綿事前調査者
  - ✓ 建築物石綿含有建材調査者等

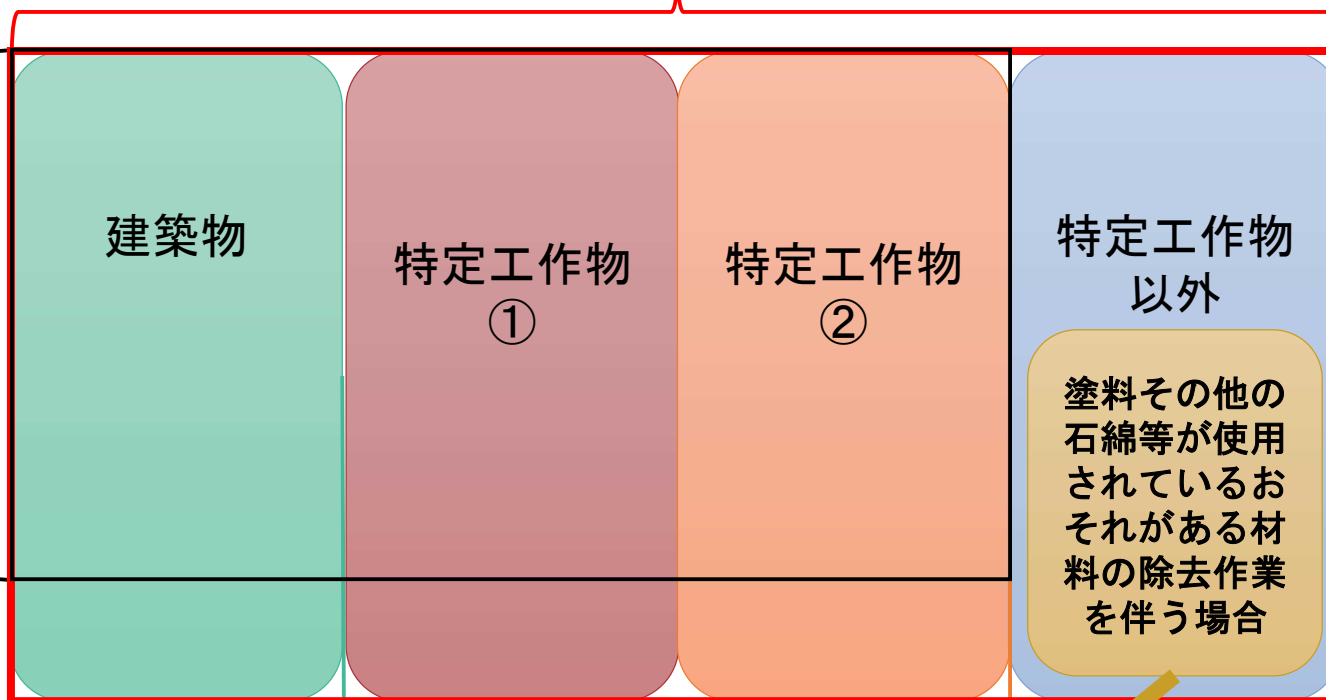
特定工作物	① 1：反応槽、2：加熱炉、3：ボイラー及び圧力容器、4：配管設備、5：焼却設備、7：貯蔵設備、8：発電設備、9：変電設備、10：配電設備、11：送電設備 ② 6：煙突、12：トンネルの天井板、13：プラットホームの上家、14：遮音壁、15：軽量盛土保護パネル、16：鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板、17：観光用エレベーターの昇降路の囲い
-------	--

# 【参考】事前調査・結果報告の要否、調査者に関するイメージ

すべての建築物等の解体等工事において 事前調査が必要

一定規模以上の建築物、特定工作物に係る解体等工事において、事前調査結果の報告が必要

【報告対象】  
 ○解体工事  
 床面積合計80m<sup>2</sup>以上  
 ○改造・補修工事  
 請負代金合計100万円以上  
 (材料費・消費税を含む。)



建築物石綿含有建材調査者等による調査が必要

工作物石綿事前調査者による調査が必要

建築物石綿含有建材調査者等又は工作物石綿事前調査者による調査が必要

建築物石綿含有建材調査者等

- ・一般建築物石綿含有建材調査者
- ・特定建築物石綿含有建材調査者
- ・これらの者と同等以上の能力を有すると認められる者

※一戸建て等建築物石綿含有建材調査者は、建築物のうち一戸建て住宅や共同住宅の住戸の内部のみ事前調査を行うことができます。

特定工作物	① 1 : 反応槽、2 : 加熱炉、3 : ボイラー及び圧力容器、4 : 配管設備、5 : 焼却設備、7 : 貯蔵設備、8 : 発電設備、9 : 変電設備、10 : 配電設備、11 : 送電設備
	② 6 : 煙突、12 : トンネルの天井板、13 : プラットホームの上家、14 : 遮音壁、15 : 軽量盛土保護パネル、16 : 鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板、17 : 観光用エレベーターの昇降路の囲い

# アスベストに関する各種マニュアルの改訂等経過

					R2法改正			
建築物等の解体等に 係る石綿ばく露防止 及び石綿飛散漏えい 防止対策徹底マニ ュアル	H18.3 建築物の解体等に 係る石綿飛散防止 対策マニュアル (環境省)					R3.3 統合マニュアル	R6.2 ( <b>改正版</b> )	
			H25.3 石綿飛散漏洩防 止対策徹底マニ ュアル (厚生労働 省)					
建築物等の解体等 工事における石綿 飛散防止対策に係 るリスクコミュニ ケーションガイド ライン					H29.4		R4.3 改訂版	
アスベストモニタ リングマニュアル	S60 .3	H5.12 改訂版	H19.5 第3版	H22.6 第4版	H29.7 第4.1版		R4.3 第4.2版	
災害時における石 綿飛散防止に係る 取扱いマニュアル			H19.8		H29.9 改訂版		R5.4 第3版 ( <b>R6.2概要版</b> )	



# 建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び 石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル（R6.2改正）

建築物等の解体等工事に伴う石綿の飛散防止に係る技術的事項についてまとめた資料

- 環境省（大気汚染防止法） ⇒「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル」
- 厚生労働省（石綿障害予防規則） ⇒「石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル」



- 令和3年3月、令和2年の両法令改正を受けて、環境省と厚労省が連携して統合したマニュアルを作成

「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」

- 令和6年2月、マニュアル改正

※環境省HP [https://www.env.go.jp/air/asbestos/post\\_71.html](https://www.env.go.jp/air/asbestos/post_71.html)

## 【R6.2 マニュアル改正概要】

### 1 時点修正

令和2年の改正大気汚染防止法等の施行を踏まえた修正ほか

### 2 省令・告示等の改正を反映

(1) 工作物事前調査者関係

(2) 除じん性能を有する電動工具関係

(3) 呼吸用保護具関係

### 3 その他、語句修正等

# 特定粉じん排出等作業における除じん性能を有する電動工具の使用について(通知) 令和6年2月29日付け環水大管発第2402284号



- 石綿障害予防規則の一部を改正する省令（令和5年厚生労働省令第105号）を踏まえ、大気汚染防止法においても同様に整理。
- 大気汚染防止法施行規則（昭和46年厚生省・通商産業省令第1号。以下「規則」という。）別表第7の3の項ロ（2）並びに別表第7の4の項ロ及びハ（2）に規定する「除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること」については、「除じん性能を有する電動工具を使用すること」を同表3の項及び4の項に規定する「これと同等以上の効果を有する措置」として取り扱って差し支えないこととした。
- この「除じん性能を有する」とは、日本産業規格 Z8122（コンタミネーションコントロール用語）でいうHEPAフィルタ又はこれと同等以上の性能を有するフィルタを備えた集じん機を用いることが含まれる。
- なお、この通知は、電動工具による石綿含有成形板等の切断、破砕等を推奨する趣旨ではなく、規則別表7の4の項に規定されているとおり、石綿含有成形板等の除去は、切断、破砕等することなくそのまま建築物等から取り外すことが必要であり、これを実施することが技術上著しく困難なとき又は特定建築材料が使用されている建築物等を改造し、又は補修する作業に該当するものとして行う作業の性質上適しないときに限り、切断、破砕等することが認められるという従来の考え方を変えるものではない。

- 平成19年8月に災害時の被災建築物等の解体・補修や廃棄物の処理等における石綿飛散防止対策に係るマニュアルを作成し、その後、東日本大震災や平成28年熊本地震の経験を踏まえ、平成29年9月にマニュアルを改訂し、その概要版も作成
- 令和2年の大防法改正で、災害対応に係る国・自治体の施策として、建築物等の所有者等が平常時から石綿含有建材が使用されているか否かを把握を促進する規定が新たに盛り込まれたことを踏まえ、「石綿含有建材の使用状況の把握に関するモデル事業」を実施し、モデル事業の成果等を踏まえ、有識者と自治体の職員で構成する検討会で議論し、令和5年4月に改訂
- 令和6年2月 概要版、自治体職員向けのチェックリスト作成

## 【令和5年4月改訂概要】

(1)法令改正、マニュアル類改訂の反映

(2)モデル事業で得られた知見の反映

- ✓ モデル事業での検討等の結果を踏まえ、石綿使用建築物等の把握の手順・方法に関する記載を拡充するとともに、把握する建築物・地域等の優先順位の考え方や建築物等の情報を把握するための届出情報等について記載

(3)前回の災害時マニュアル改訂後に発生した災害対応における知見の反映

- ✓ 特に水害については、局所的な被害だけではなく、広域被害が目立ってきており、これらの対応事例を踏まえた知見等を反映

# 災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（概要版）

- 災害時において、早急に必要な事項を確認できるよう概要版を作成
- 災害が発生した場合の初動時、応急対応時、復旧復興時の各段階における対応事項について、対応管理シートとしてチェックリスト形式でまとめ
- 環境省ホームページで公開 [https://www.env.go.jp/air/asbestos/saigaiji\\_manual.html](https://www.env.go.jp/air/asbestos/saigaiji_manual.html)

**災害時における  
石綿飛散防止に係る  
取扱いマニュアル(第3版)**  
  
**【概要版】**

災害時対応管理シート(初動時:石綿露出状況等調査・解体等工事関係) [アスベスト・被ばく対策専用]

実施事項等	石綿飛散・ばく露防止対策等
(1) 災害時体制の整備	①災害時マニュアル等の確保・入手 <input type="checkbox"/> 災害時のマニュアル等は手元にあるか 文書名・保管場所:
	②関係機関の連絡先の確保・入手 <input type="checkbox"/> ①の②の関係機関の連絡先リスト等は手元にあるか 文書名・保管場所:
	③石綿露出状況等の情報受入れ体制の整備 <input type="checkbox"/> 情報受付窓口を設置したか <input type="checkbox"/> 関係部署や一般に窓口を設置することを連絡・周知・依頼したか <input type="checkbox"/> 受付対応の方法を確認したか
	④資機材の確保 <input type="checkbox"/> 手冊記載文書: 周知文書案等の保管場所: <input type="checkbox"/> 調査等に使用する資機材、防じんマスクは確保したか ※関係機関での確保状況は①の②で確認する。 保管資機材リスト: 資機材保管場所:
(2) 初動対応者・住民への注意喚起	<input type="checkbox"/> 周知すべき事項・内容を確認したか <input type="checkbox"/> 注意喚起の周知先を確認したか <input type="checkbox"/> 周知方法を確認したか 手冊記載文書: 周知文書・チラシ等の保管場所:
	①出先機関・研究機関等の被災状況 <input type="checkbox"/> 職員の人的被害・建物被害はあるか <input type="checkbox"/> 石綿飛散防止に関する応答が必要か <input type="checkbox"/> 石綿飛散防止に関して他機関等への応答は可能か <input type="checkbox"/> 防じんマスクは確保しているか(職員、住民等) 連絡先リスト: 手冊記載文書:
(3) 被災状況等の情報収集	②関連地方公共団体の被災状況【都道府県】 <input type="checkbox"/> 職員の人的被害・建物被害はあるか <input type="checkbox"/> 石綿飛散防止に関する応答が必要か <input type="checkbox"/> 石綿飛散防止に関する他機関等への応答は可能か <input type="checkbox"/> 防じんマスクは確保しているか(職員、住民等) 連絡先リスト: 手冊記載文書:
	③所管する施設の被災状況(石綿飛散・漏えい事故やその他の有無) <input type="checkbox"/> 届出対象特定工事現場に石綿の飛散・漏えいはないか <input type="checkbox"/> 報告対象特定工事現場に石綿の飛散・漏えいはないか <input type="checkbox"/> その他大筋法届出施設に石綿の飛散・漏えいはないか <input type="checkbox"/> 石綿の飛散・漏えいがあった場合は状況や措置の実施状況を確認したか 連絡先リスト: 手冊記載文書:
	④協定締結先の被災状況 <input type="checkbox"/> 建材調査機関の人的被害はないか、応答対応は可能か 連絡先リスト: 手冊記載文書:
	⑤避難所の石綿露出等の有無 <input type="checkbox"/> 避難所開設情報を入手したか 情報照会先: <input type="checkbox"/> 避難所での石綿含有建材の使用有無を確認したか 情報記載文書等: <input type="checkbox"/> 避難所で建材の搬入や石綿露出、飛散のおそれ等の情報は入ったか 情報入手先:
⑥その他建物情報の入手 <input type="checkbox"/> アスベスト調査台帳を入手したか(人・車・船・飛行機・船舶・航空機・船舶・航空機) 入手先・保管場所等: <input type="checkbox"/> 建物被害情報を入手したか 情報照会先:	

# 災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（抜粋）

## 調査・計画・届出

### 実施事項

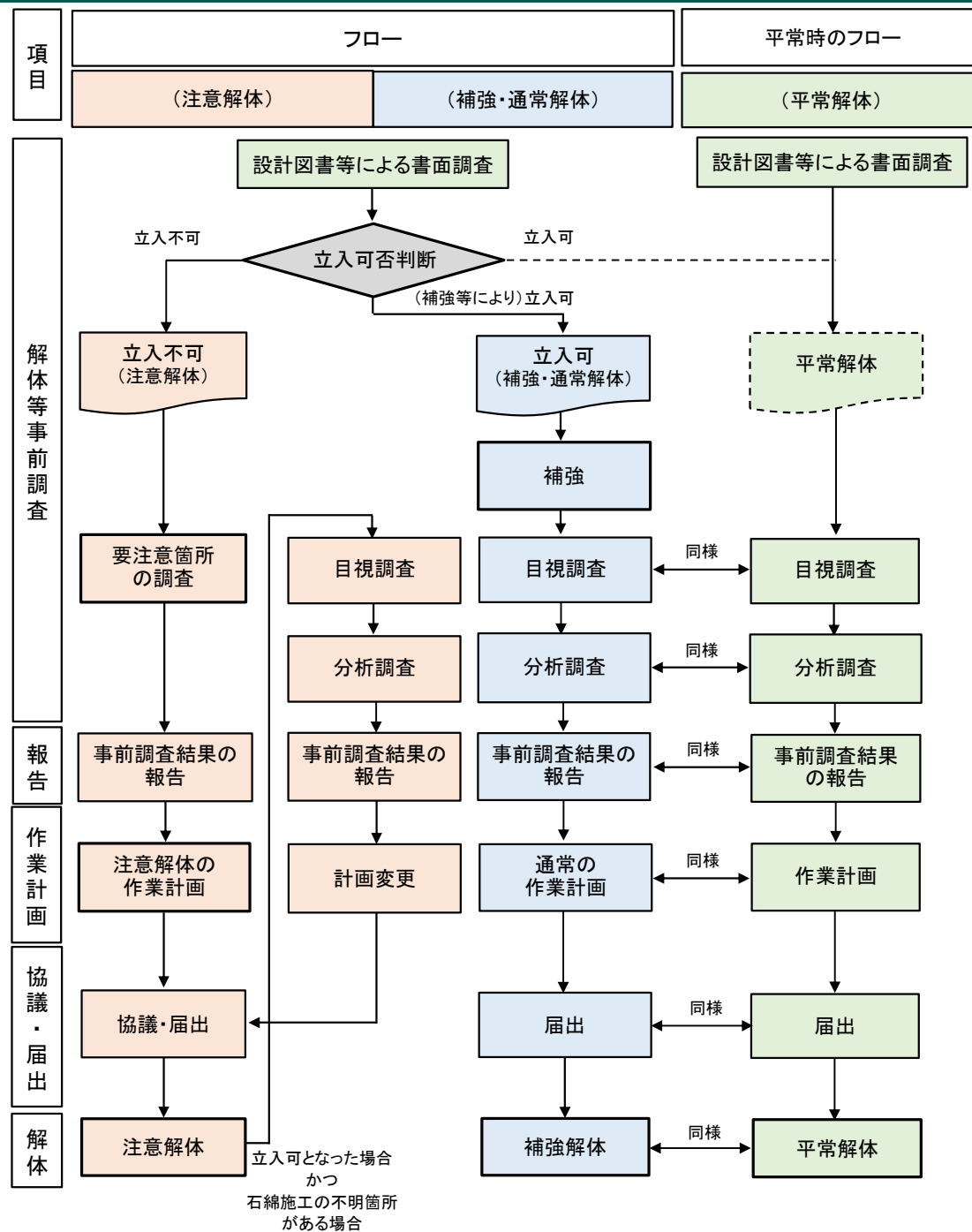
・**原則として、平常時と同様に事前調査を行い**、都道府県等への結果の報告、作業計画の作成（石綿含有建材が使用されている場合）、届出（石綿含有吹付け材等が使用されている場合）を行う。

・目視調査にあたっては、被災建築物等への立入可否判断を行い、立入可（又は補強により立入可）の場合は、平常時と同様に調査（必要な場合は分析調査）を行う。

・立入不可の場合も可能な限り調査（要注意箇所調査）を行う。

・**石綿含有吹付け材等が使用されている可能性のある建築物が立入不可の場合には、行政機関と協議をし、注意解体を行う。**

・石綿含有吹付け材等が使用されている可能性の少ない木造家屋が立入不可の場合には、石綿含有成形板等や石綿含有仕上塗材が使用されているとみなして解体する。



# 災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（抜粋）

## 解体等工事における石綿の飛散防止

### 実施事項

- ・平常時以上に「作業安全の確保」と「石綿飛散防止」に留意する。
- ・「立入可」の場合や、補強により立入が可能となった場合は、平常時の飛散防止措置を講ずる。
- ・石綿含有吹付け材等が使用されている可能性のある建築物で「立入不可」と判断された部分については、「注意解体」として飛散防止措置を講ずる。
- ・廃石綿等は速やかに中間処理施設・最終処分場に直接搬出する。（やむを得ず保管する場合は、特別管理産業廃棄物の保管基準に従って保管。）
- ・石綿含有廃棄物及び石綿含有とみなして除去した建材は、石綿含有廃棄物の処理基準に従って保管する。

### 建築物の状態と解体・飛散防止措置の区分

建築物等の状態	完全倒壊	補強不可	補強可能	補強不要
立入可否	立入不可		立入可	
解体の方法	注意解体		補強解体	平常解体
飛散防止措置	注意解体の飛散防止措置		平常どおり	

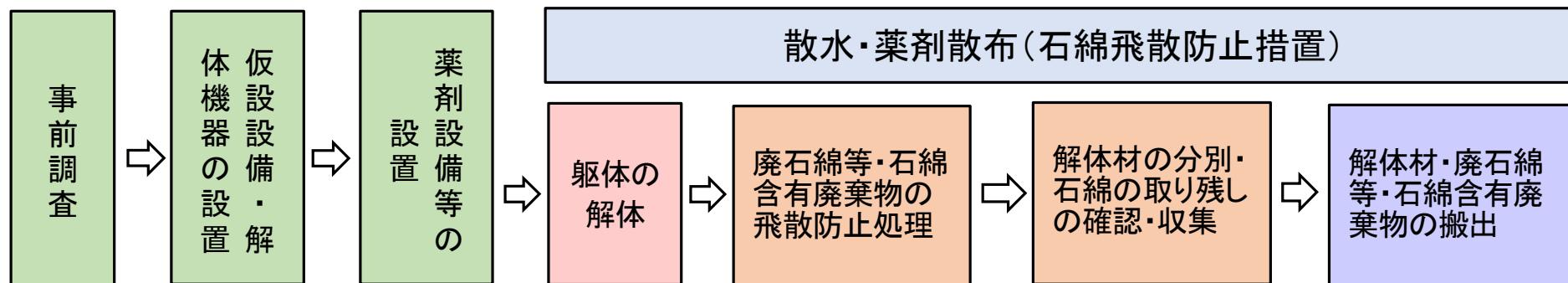
# 災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（抜粋）

## 石綿含有建材が使われている可能性のある建築物の「注意解体」

### ● 注意解体における石綿飛散防止措置等

対象	実施事項
近隣への配慮	・適切な掲示を実施する。
飛散防止措置	・建築物の四方は、建築物の高さ+2m又は3mの何れか高い方以上の高さの万能鋼板又は防じんシートによって養生する。 ・工事期間中は常に作業の対象となる建築物等に散水を行うこと。
新たに見つかった石綿含有建材への対応	・解体の進行に伴い事前調査が不可能であった場所の調査が可能となった場合には、速やかに調査を行い、石綿含有建材を発見した場合には作業計画を変更する。石綿含有吹付け材等が発見された場合には、地方公共団体と協議の上届出を実施する。 ・作業計画は、できる限り不明箇所の事前調査が可能となるように作成する。 ・報告内容に変更が生じた場合は、速やかに修正、追加の報告を行う。
廃石綿等に係る廃棄物の分別等	・廃石綿等、石綿含有廃棄物、石綿を含まない廃棄物に区分し、分別する。石綿含有吹付け材等の除去に当たっては、部分隔離、薬液散布等飛散防止措置を実施する。 ・石綿の取り残しが無いことを確認し、鉄骨等に石綿が残らないよう、特に注意すること。 ・区分ごとに適正な現場保管・搬出を実施する。

### 「注意解体」の標準手順における石綿飛散防止措置の実施工程



# 災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（抜粋）

## 収集・運搬、中間処理・最終処分

### 実施事項

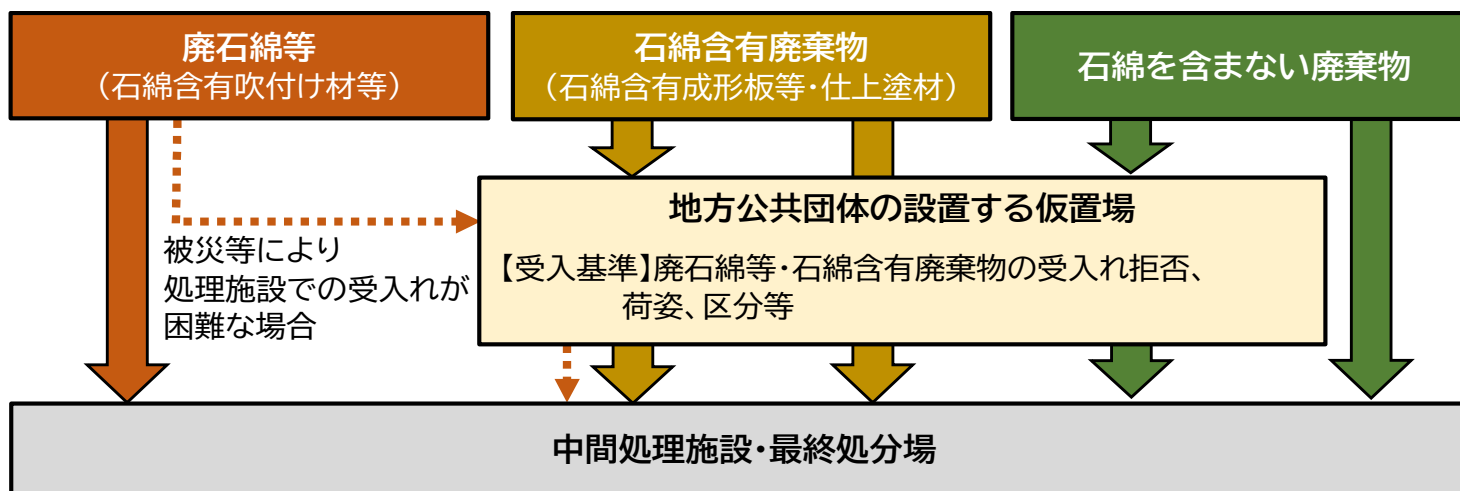
- ・廃石綿等及び石綿含有廃棄物が他の廃棄物等と混合するおそれのないよう区分し、石綿が飛散するおそれのないよう処理基準に従って収集・運搬を行う。
- ・廃石綿等や石綿含有廃棄物の処理に当たっては、関係法令や通知、技術上の基準等に従い適切に処理する。

## 地方公共団体による一時保管

### 実施事項

- ・仮置場を設置する地方公共団体は、石綿含有廃棄物等（廃石綿等及び石綿含有廃棄物）の受入れ可否や受入れ基準を定め、周知する。
- ・石綿含有廃棄物は区分して適切に保管する。

### ● 石綿に係る廃棄物の区分ごとの取扱いフロー





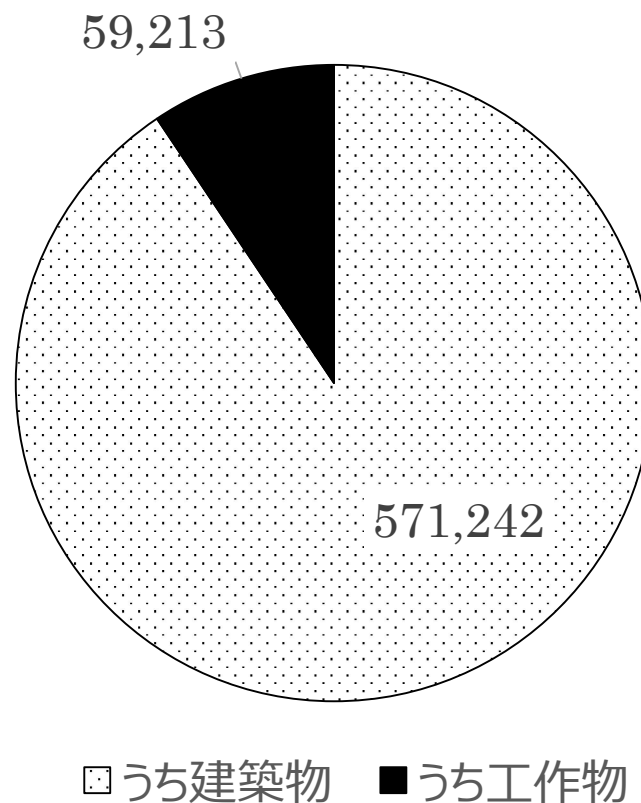
---

# 大気汚染防止法施行状況調査結果

---

# 大気汚染防止法施行状況調査結果①

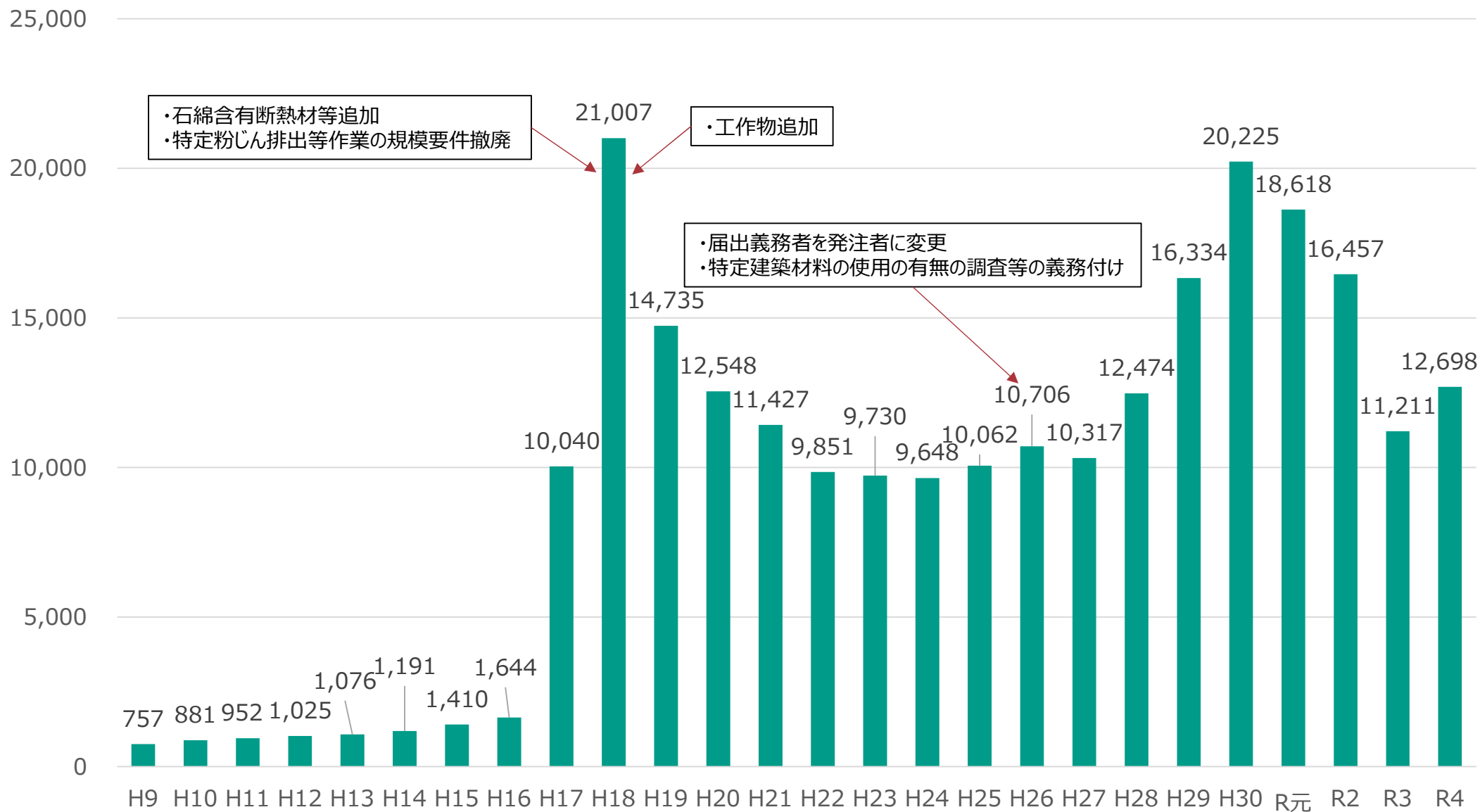
令和4年度事前調査結果報告件数：618,246件



(注) 建築物と工作物の両方に係る解体等工事を行う場合があるため、うち数の合計が報告件数を上回る場合がある。

# 大気汚染防止法施行状況調査結果②

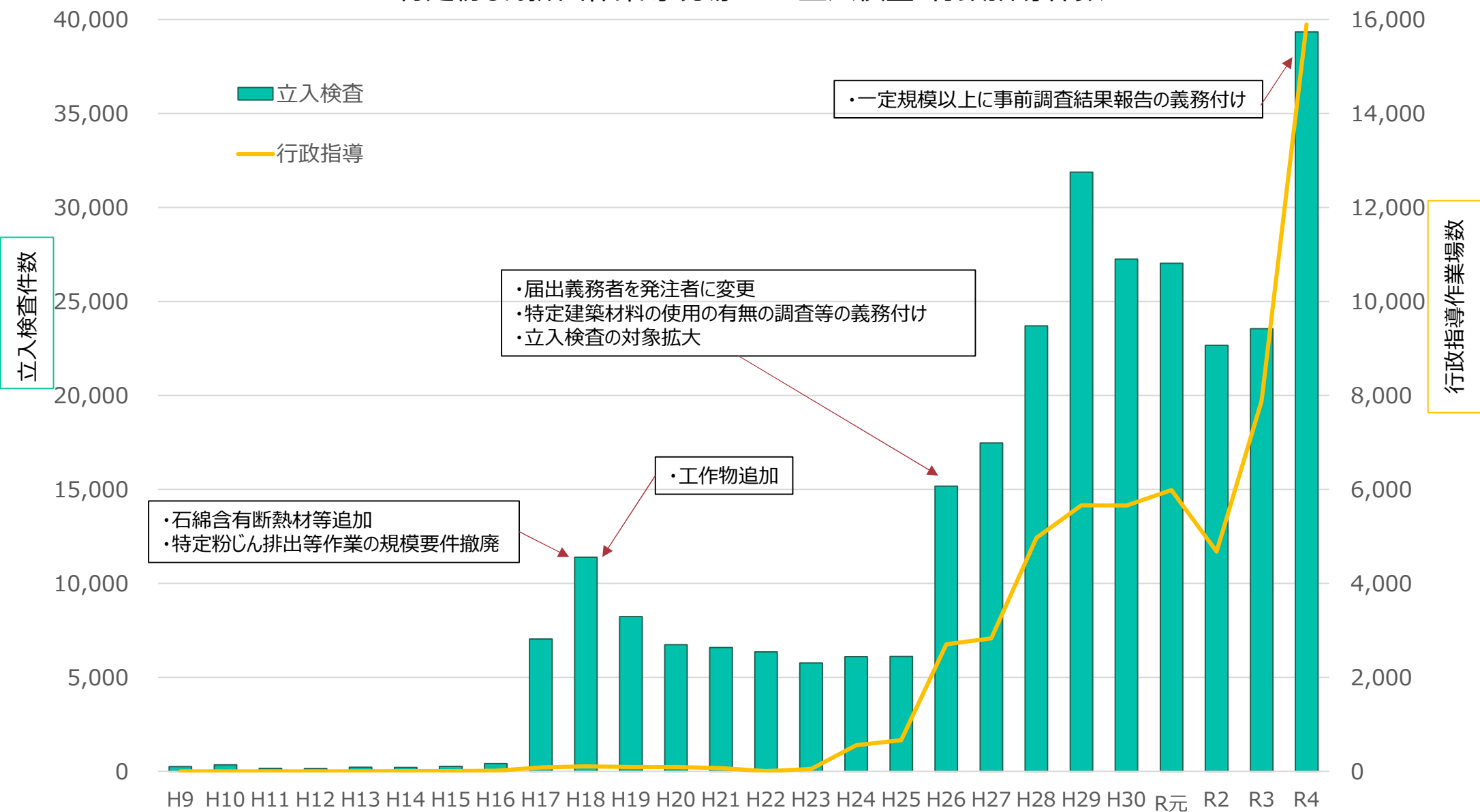
## 特定粉じん排出等作業※実施件数



※吹付石綿、石綿含有断熱材等の除去等の作業

# 大気汚染防止法施行状況調査結果③

## 特定粉じん排出作業等現場※への立入検査・行政指導件数

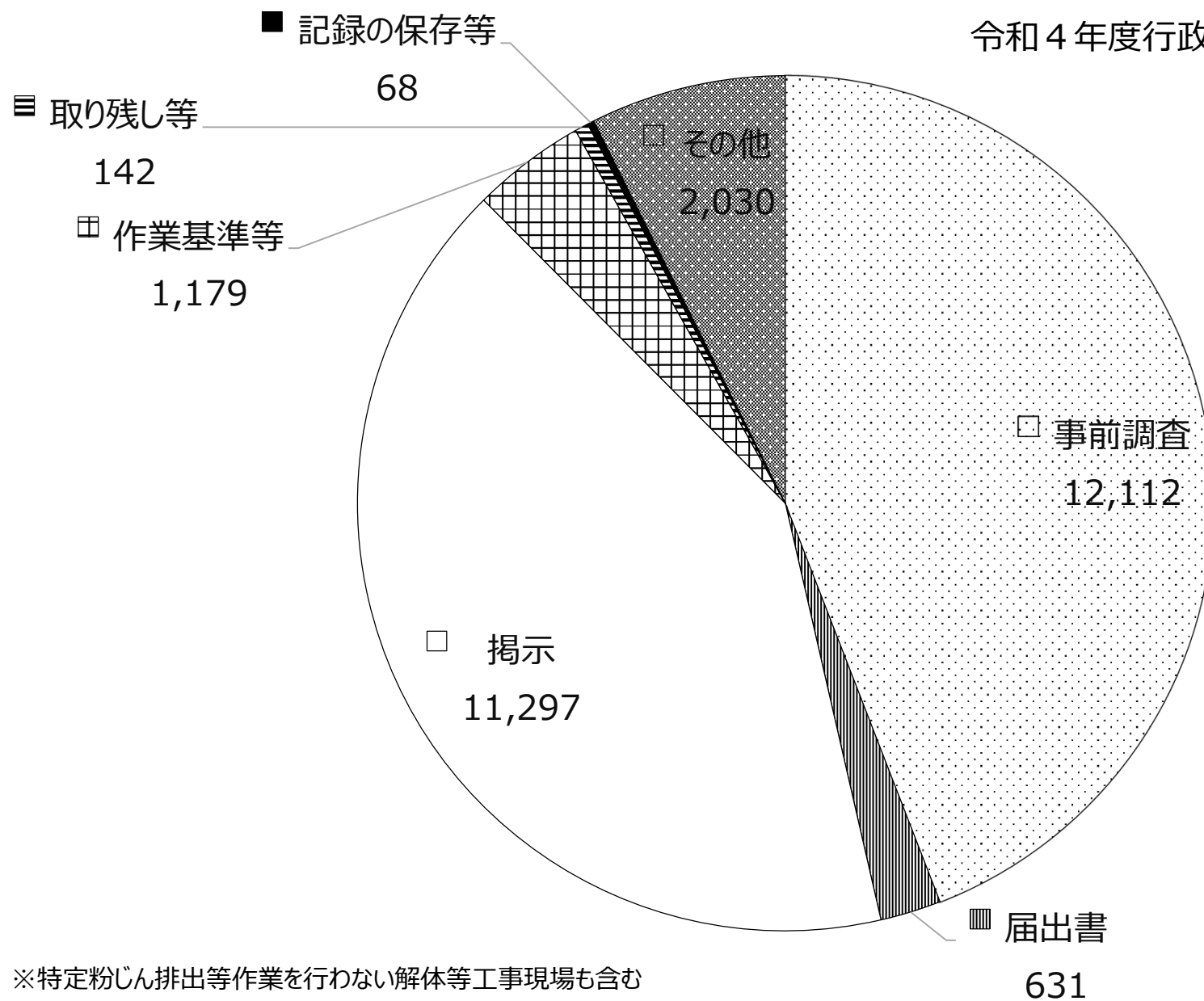


※特定粉じん排出等作業を行わない解体等工事現場も含む

# 大気汚染防止法施行状況調査結果④

## 令和4年度特定粉じん排出作業等現場※に係る行政指導内容

令和4年度行政指導作業場数：15,895件



※特定粉じん排出等作業を行わない解体等工事現場も含む

---

## 研修資料・広報資料等の紹介

---

# 石綿飛散防止等に係る普及啓発・広報資料 1

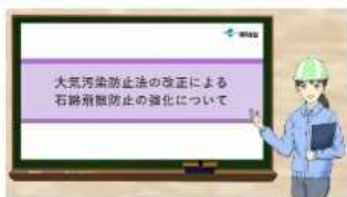
環境省HP <https://www.env.go.jp/air/asbestos/kouhou.html>

## 石綿飛散防止等に係る普及啓発・広報資料

### 動画



アスベスト調査に関するお知らせ (15秒CM)



大気汚染防止法の改正による石綿飛散防止の強化について (約12分)

- 00:52 石綿の役割
- 01:13 石綿の種類
- 02:00 石綿含有建材の使用部位例
- 04:34 石綿関連疾患
- 05:47 改正大気汚染防止法
- 09:19 石綿含有建材調査者講習

### チラシ、リーフレット

- ▶ [ビル、マンション、戸建て住宅の解体・改修をご検討の皆様へ](#) [PDF 6.5MB] PDF
- ▶ [石綿飛散防止リーフレット](#) [PDF 1.5MB] PDF
- ▶ [石綿飛散防止チラシ](#) [PDF 357KB] PDF
- ▶ [事前調査結果の報告に関するチラシ](#) [PDF 176KB] PDF
- ▶ [事前調査周知チラシ \(発注者向け\)](#) [PDF 423KB] PDF
- ▶ [事前調査者の資格に関するチラシ](#) [PDF 181KB] PDF

### お住まいの住宅の解体・改修をご検討の皆さまへ

**建物の解体・改修工事を行う際には、石綿が使用されていないか事前に確認する必要があります！**  
～石綿対策は“皆さま”に関わる問題です～

### 石綿 (アスベスト) とは

石綿は、天然の繊維状鉱物で、「いしわた」や「せきめん」と呼ばれています。石綿の繊維は、吸入するとじん肺、肺がん、中皮腫などの原因となる可能性があることが知られています。平成 18 年 (2006 年) 9 月から製造・輸入・使用などが禁止されていますが、それ以前に着工した建築物等には防火・保温・断熱等の目的で石綿が使用されている可能性があります。

こうしたことから、戸建て住宅などの建築物の解体・改修工事を行う場合には、工事の施工業者だけでなく、**工事の発注者となる建物のオーナーなどの皆さまも**、飛散した石綿を吸入する可能性がありますので、石綿障害予防規則、大気汚染防止法など関係法令に定められた措置を講じていただく必要があります。



- ◆ 解体・改修工事後、石綿 (アスベスト) 飛散防止措置が適切にとられたことを示す**作業の実施状況の記録 (写真を含む)**の提出を求めます。
- ◆ 施工業者による石綿 (アスベスト) 含有の有無の事前調査や作業の実施状況の写真等による記録が適切に行われるよう、**写真の撮影を許可する等の配慮**を行う必要があります。
- ◆ 施工業者による石綿 (アスベスト) 含有の有無の事前調査は、同じ箇所については、最初の 1 回のみで、2 回目以降は事前調査結果報告書で調査に代えることができます。

# 石綿飛散防止等に係る普及啓発・広報資料 2

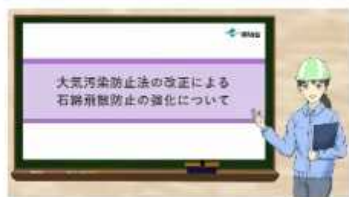
環境省HP <https://www.env.go.jp/air/asbestos/kouhou.html>

## 石綿飛散防止等に係る普及啓発・広報資料

### 動画



アスベスト調査に関するお知らせ (15秒CM)



大気汚染防止法の改正による石綿飛散防止の強化について (約12分)

- 00:52 石綿の役割
- 01:13 石綿の種類
- 02:00 石綿含有建材の使用部位例
- 04:34 石綿関連疾患
- 05:47 改正大気汚染防止法
- 09:19 石綿含有建材調査者講習



### チラシ、リーフレット

- ▶ [ビル、マンション、戸建て住宅の解体・改修をご検討の皆様へ](#) [PDF 6.5MB] 
- ▶ [石綿飛散防止リーフレット](#) [PDF 1.5MB] 
- ▶ [石綿飛散防止チラシ](#) [PDF 357KB] 
- ▶ [事前調査結果の報告に関するチラシ](#) [PDF 176KB] 
- ▶ [事前調査周知チラシ \(発注者向け\)](#) [PDF 423KB] 
- ▶ [事前調査者の資格に関するチラシ](#) [PDF 181KB] 



# 石綿飛散防止対策に関する講習・研修会（動画）



環境省HP <https://www.env.go.jp/air/asbestos/workshop.html>

## □ 令和4年度 建築物等の解体等工事における石綿の飛散防止対策研修会

- 石綿含有建材の概要及びデータベースの活用  
（一社）JATI 協会 浅見 琢也
- リフォーム、戸建て等の解体等工事における石綿事前調査  
（一社）建築物石綿含有建材調査者協会 理事 石川 宣文

## □ 令和3年度 建築物等の解体等工事における石綿の飛散防止対策研修会

- 実践、事前調査の方法と注意点  
（一社）日本アスベスト調査診断協会 理事長 本山 幸嘉
- 石綿含有成形板等や石綿含有仕上塗材の除去等作業におけるマニュアル活用の手引き  
（一社）建築物石綿含有建材調査者協会 専門委員 石川 宣文

## □ 令和2年度 大気汚染防止法改正に関する説明会

- アスベスト問題と今後の対応  
東京工業大学 環境・社会理工学院 教授 村山 武彦
- 大気汚染防止法及び政省令の改正について  
環境省水・大気環境局大気環境課





環境省水・大気環境局環境管理課環境汚染対策室

TEL : 03-5521-8293

E-mail : [kanri-kankyo@env.go.jp](mailto:kanri-kankyo@env.go.jp)